

評議員の選任等について（案）

2025年3月31日をもって評議員12名が任期満了となることに伴い、電気事業法第28条の27第3項及び定款第48条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり、評議員13名を選任し、別紙2により経済産業大臣に対する認可申請を行い、認可を受けて、別紙3により評議員の任命（委嘱）を行う。

1. 認可申請日：理事会承認後、準備完了次第

2. 任 命 日：2025年4月1日（予定）

以上

【添付資料】

別紙1．選任する評議員の氏名等

別紙2．評議員任命認可申請書（なお、認可申請書には評議員の住所、略歴を別途添付する。）

別紙3．委嘱状

※別紙1、別紙2及び別紙3については、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づく秘密情報に該当するため、非公表とする。

※新たな評議員名簿は、任命後、本機関ウェブサイトで公表する

以 上